

広島県地域クラブ活動等指導者リスト設置要綱

広島県教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、本県における中学校部活動の地域展開等の推進に向け、地域の指導者を、必要とする県内の市町及び市町教育委員会（広島市を除く。以下「市町等」という。）並びに中学校（広島市立を除く。以下同じ。）に情報提供することを目的として設置する「広島県地域クラブ活動等指導者リスト」（以下「指導者リスト」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における指導者とは、指導者リストに登録した者（以下「指導者」という。）のことをいう。

(登録の要件)

第3条 指導者は、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲を持ち、学校部活動や県内地域クラブ活動での指導が可能な者で、次の各号すべての条件を満たす者とする。

- (1) 登録する年の4月1日現在で18歳以上であること
- (2) 指導種目（活動）に関する指導経験又は指導種目（活動）での活動経験があること
- (3) 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為は行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者であること
- (4) 以下のいずれにも該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ウ 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等がある等、指導者として不適切な者

(運用の方法)

第4条 指導者リストの運用にあたっては次のとおりとする。

- 2 指導者リストに登録を希望する者は、広島県電子申請システムにより「指導者リスト」に登録する。
- 3 県教育委員会は、市町等及び中学校に対して指導者の登録情報を公開する。その際、公開する情報は、登録した競技・活動、年代、性別、居住エリア、指導可能エリアのみとする。
- 4 県教育委員会は、市町等及び県立中学校から照会を受けた際は、あらかじめ指導者の了解を得た上で、当該市町等及び県立中学校に対し、詳細な情報を提供する。
- 5 県教育委員会又は市町等は、指導者へ連絡し、報酬、交通費及び指導時間などの指導に当たっての条件を書面等により明示した上で、面接等の選考により任用又は指導の依頼（以下、「任用等」という。）を決定する。
なお、県教育委員会又は市町等は、任用等を行う際は、身分を証明する書面等により本人確認を行うものとする。
- 6 市町等は、指導者の任用等を行った場合もしくは任用等を取り消した場合、又は指導者が辞退職又は指導を辞退した場合は、県教育委員会へその旨を報告する。

- 7 県教育委員会は、市町等から前項の報告を受けた場合は、指導者リストの情報を更新する。
- 8 指導者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに県教育委員会に連絡する。
- 9 県教育委員会は、指導者として不適格と認められる行為又は事実が確認された場合は、当該指導者の登録を取り消すことができる。

(研修)

第5条 県教育委員会は、指導者の資質向上を図るため、指導に必要な知識や技能等について研修会を実施する。

(事故)

第6条 指導者リストを利用し市町等が任用等を行った者に関わって発生した事故又は損害について、県教育委員会は責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 登録された個人情報については、市町等及び中学校に情報提供する等、指導者リストに係る業務の円滑な遂行のために用い、県教育委員会において関係法令に基づき適正に管理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月10日から施行する。